

■問い合わせ先
町民生活課 健康長寿班
(内線134)

火災の現場に行くときは、「ウー」というサイレンの音に加えて、「カンカンカン」という鐘の音を鳴らして走行します。



インフルエンザワクチン補助申請期限のお知らせ

今年度 インフルエンザワクチン接種を受けられた方で、まだ接種費用の補助申請をしていない方は3月31日（木）まで申込手続きをしてください。

- 申請に必要な書類等

- ・領収証
- ・接種済み証

- ・印鑑（認め印）
- ・申請期限

平成23年3月31日（木）



消防車のサイレンについて

消防自動車のサイレンを平成23年4月1日から次のように改めます。

★火災出動の時 サイレンと鐘の音を鳴らします。

★その他の時 鐘のみ鳴らします。

火が消えて消防署に戻るときは、救助・警戒・救急支援などの火災以外の災害現場に行くときは、「ウー ウー ウー」というサイレン音だけを鳴らして走行します。



福祉タクシー利用券の交付について

町では、平成23年度鶴田町福祉タクシー利用券を左記の日程で交付します。交付対象者で希望される方は、役場窓口まで申請にお越しください。

- 交付対象者
身体障害者手帳「一級」または愛護手帳「A」に該当する方

- 交付場所
町民生活課 健康長寿班

（町民生活課④番窓口）

●交付期間および受付時間
3月22日（火）～25日（金）午前8時30分～午後5時

- 持参する物
認印、身体障害者手帳または愛護手帳

このサイレンの音色の違いにより、火災とほかの災害出動との区別ができます。

■問い合わせ先
町民生活課 健康長寿班
(内線136)

★救助出動時など火災以外の出動の時 サイレン音のみ鳴らします。

※ 緊急車は変更ありません。
災害発生時の問い合わせは、「災害情報テレビサービス」（TEL34-2323）をご利用ください。

■問い合わせ先
五所川原地区消防事務組合
鶴田消防署
TEL 22) 2131

つがる西北五広域連合「中核病院」の名称が決まりました 新病院名称『つがる総合病院』

平成22年10月20日（水）から12月20日（月）までの2か月間を公募期間として217件のご応募をいただき、この中から名称選考小委員会（一次選考）で5作品に絞り、名称選考委員会（最終選考）で投票により1点を採用しました。

採用名称応募者3名（圏域外在住者を除く）のうち抽選により1名に、3月1日（火）に表彰式を行い記念品（圏域各市町特産品3万円相当）を贈呈しました。応募および選考結果はつがる西北五広域連合ホームページに記載しております。

たくさんのご応募ありがとうございました。

■問い合わせ先 TEL037-0053 五所川原市布屋町41番地 つがる西北五広域連合 病院再編係
TEL/FAX0173 (26) 6363 ホームページ <http://www.aoi-morinet/tugaru/>

保育料を引下げします

平成23年4月1日から、町独自の子どもの育てやすい環境つくりの一環として、保育料の一部軽減措置を図り、低・中所得者層（第2段層～第5階層）の保育料を次のとおり引下げします。

- 第2階層

保護者等の前年度分の市町村

- ・ 徴収基準額（月額）
- ・ 税が非課税世帯

- 【3歳児未満の場合】

現行料金 9000円

- 【3歳児以上の場合】

現行料金 7000円

- 【3歳児未満の場合】

現行料金 6000円

- 【3歳児以上の場合】

現行料金 5000円

- 【3歳児未満の場合】

現行料金 1万9500円

- 【3歳児以上の場合】

現行料金 1万6000円

- 【3歳児以上の場合】

現行料金 1万6500円

- 第4階層

保護者等の前年度分の所得税額が4万円未満

- ・ 徴収基準額（月額）

- 【3歳児未満の場合】

現行料金 3万円

- 新料金 2万3000円

● 第5階層	保護者等の前年度分の所得税額が4万円以上10万3000円未満
● 第6階層～第8階層（現行どおり）	○ 第6階層は10万3000円以上41万3000円未満
● 第7階層は41万3000円以上73万4000円未満	○ 第8階層は73万4000円以上
● 徴収基準額（月額）	※参考 国基準額（6人定員）
【3歳児未満の場合】	3万円
【3歳児以上の場合】	1万2000円
● 第8階層乳児9万8560円	第6階層 6万1000円
● 第7階層 8万円	第7階層 6万1000円
● 第6階層 2万7000円	※参照 国基準額（6人定員）
● 第4階層 3歳児 5万2190円	1,2歳児10万4000円
● 第4階層 4歳児以上 4万6090円	2万7000円

■問い合わせ先
町民生活課 くらしの窓口班
(内線153)

【3歳児以上の場合】
現行料金 2万7000円
新料金 2万円

【3歳児未満の場合】
現行料金 3万円
新料金 2万6000円

【3歳児以上の場合】
現行料金 2万7000円
(国基準額4万1500円)

【3歳児未満の場合】
現行料金 2万3000円
(国基準額4万1500円)

自動車税の納税通知書は、原則として4月1日現在での自動車登録の住所（車検証に記載されている住所）にお送りしています。引っ越しなどで住所が変わったときは、運輸支局で届け出ますので、詳しくは県ホームページ(http://pref.aomori.lg.jp/life/tax/tax_top.html)をご覧ください。



愛車の住所変更はお忘れなく！

局で住所の「変更登録」を行なう必要があります。

また、「青森県電子申請・届出システム」から届出することができる、詳しいは県ホームページ(http://pref.aomori.lg.jp/life/tax/tax_top.html)をご覧ください。

■問い合わせ先
西北地方県民局
県税部納税管理課
TEL (34) 3141



乳幼児健康診査

【4か月児健康診査】

- ・月 日 4月13日(水)
- ・受 付 午後1時～1時10分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成22年11月生
- ・内 容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

【10か月児健康診査】

- ・月 日 4月13日(水)
- ・受 付 午後1時20分～1時30分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成22年5月生
- ・内 容 小児科診察・予防接種、虫歯予防のお話など

【7か月児健康相談】

- ・月 日 4月14日(木)
- ・受 付 午前9時20分～9時30分

- 【3歳児健康診査】(3歳6～9か月児)
- ・月 日 4月27日(水)
 - ・受 付 正午～12時10分
 - ・場 所 鶴遊館
 - ・対 象 平成19年8～9月生
 - ・内 容 この検診のみ個人通知あり 小児科・歯科診察 検尿・聴覚検査・視力検査 発達、育児相談

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。

■問い合わせ先
町民生活課 健康長寿班(内線135)

夕ぐれ窓口

4月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

- 開設日 4月1日(金)、4月15日(金)
- 開設時間 午後5時～6時

閉庁後に戸籍抄本・謄本(午後5時までに電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽にいでください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

- 相談先 教育委員会(内線210・250)
- 相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

行政・人権相談

町では、町民の皆さん行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。4月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽にいでください。

- 期 日 4月11日(月)
- 相談時間 午前10時～午後3時
- 場 所 鶴田町国際交流会館1階102研修室